

	新潟市教育委員会 平成23年4月 定例会会議録			
日 時	平成23年4月13日(水) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長		欠席委員	
	齋 藤 委 員			
	山 田 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	鈴 木 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	教 職 員 課 長	遠藤 英和
	教 育 次 長	朝妻 厚雄	総 合 教 育 センター所長	吉原 修英
	教 育 次 長 中央図書館長	邊見 敏彦	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育総務課長	前田 秀子	地域と学校ふれ あい推進課長	坂井 敏明
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	生涯学習センタ ー 次 長	和 田 明 彦
	学務課長補佐	高野 義晴	中 央 図 書 館 企画管理課長	内 山 正 之
	施 設 課 長	芋 川 常 治	中 央 図 書 館 サービス課長	山 下 洋 子
	保健給食課長	吉崎 熊勝	歴史文化課長	倉 地 一 則
	生涯学習課長	玉 木 一 彦	文化財センター 所 長	高 橋 保
			教 育 総 務 課 長 補 佐	小 関 洋
		教育総務課主査	杉 本 浩	
その他の 出席者(名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (8件)	議案番号	件 名
	議案第1号	第29期社会教育委員の委嘱について
	議案第2号	平成24年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第3号	平成24年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第4号	平成24年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第5号	平成24年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について
	議案第7号	新潟市長から委任を受けた新潟市文化財センターの管理に関する規則の制定について
	議案第8号	新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則の制定について
報告 (6件)	記 号	件 名
		新潟市廊下拡張型多目的スペースに関する評価委員会の報告について
		「家庭と地域の教育力に関する市民意識調査」の結果報告について
		生涯学習推進基本計画（概要版）の作成について
		小・中学校教員採用選考検査について
		平成23年度教職員研修について
		ブックスタート事業の実施報告について
協議題 (1件)	記 号	件 名
		平成22年度多忙化解消会議の検討結果について

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 齋藤委員，山田委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 付議事件にまいりたいと思います。

議案第1号，第29期社会教育委員の委嘱について，生涯学習課よろしく願いいたします。

○生涯学習課長 第1号議案，第29期の社会教育委員の委嘱についてでございます。1ページと2ページに議案を用意してあります。第29期の社会教育委員は平成22年5月2日から平成24年5月1日までとなっておりますけれども，年度替わりによりまして，役職または退職で交替される委員がおられましたので，残任期間を委嘱するものでございます。

2ページは委員の新旧対照表でございます。いずれも，小学校長会，中学校長会からの推薦をいただいたものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

この件につきましてご質問，ご意見はございますでしょうか。

○佐藤委員 新旧を拝見いたしますと，いわゆるあて職の校長先生が交替されると。そのほかはほとんど替わっていないのですけれども，大体どのくらいをめどに交替しているのでしょうか。それともずっと委嘱をしているのでしょうか。

○生涯学習課長 今から3年前にそういったご指摘もございまして，委員の任期としては大体4年くらいをめどに交替していただくように考えております。ここにいらっしゃる方でも，長い人で6年の方がいらっしゃるけれども，6年くらいがリミットかと考えております。大体4年くらいで，2期務めていただいて交替していただこうと思っています。

○佐藤委員 6年経っている方というのはどなたですか。

○生涯学習課長 一番下の南さんです。

○佐藤委員 南加乃子さん。組織というのはメンバーが一緒ですと硬直をしますので，定期的に替わるような仕組みを作っておく必要があると思います。4年だったら4年でばっさり切ると。残っていただきたいのはやまやまというお気持ちは分からないのですが，やはりそれを交替していくことによって，その組織は活性化していくということも十分考えられますので，ぜひそのあたりのところもお考えになられたほうがいいと思います。組織の中のほとんどの方が替わってしまうと，また分から

なくなる部分もありますけれども、斬新に常に替えてやっていただければと思います。

○委員長

ありがとうございます。

それについていかがですか。

○齋藤委員

今の佐藤委員の発言に関連して、私も非常に気になりました。特に報道関係ですから、一番長い方が報道関係というのは、逆に言うと、いろいろな思いを外部の方に抱かせる可能性もありますので、ぜひ早めと言ったら何ですけれども、善処していただきたいと思います。いらぬことを皆さんに想像させるような人事はあまりよくないのではないかと思います。

○生涯学習課長

ちょうど今、任期の途中でございまして、もう1年で任期替えになります。そのところで見直しを図ってまいりたいと考えております。

○委員長

ほかにいかがですか。

○佐藤委員

付議事件でありますから、今日、ほかの方というわけにはいかないですね。

○生涯学習課長

第29期はすでにお認めいただいておりますので、交替のお二人だけお願いしたいということでございます。

○委員長

では、私から一つ質問させていただきます。

この方々というのは各方面でご活躍の方々ですけれども、この後の報告事項でもありますが、家庭と地域の教育力の調査ということでもご尽力いただいているのですけれども、そのほかの業務というか、どのようなことに携わっていただいているのか、教えていただけますか。

○生涯学習課長

社会教育委員からは、社会教育行政全般にわたることについてご意見をいただいています。それだけではなくて、中心的な課題として、前期は生涯学習推進計画について立案をしていただきました。今期は家庭と地域の教育力について建議をいただくということで、テーマをお持ちいただきまして、2か年にわたって審議をしていただいております。あとの議題でも出てまいりますけれども、平成22年度は家庭と地域の教育力の調査をやっていただきまして、その結果の報告について後ほど述べさせていただきます。

○委員長

ありがとうございます。

そのほかに何かございますでしょうか。

議案第1号はご承認いただけますでしょうか。

○委員長

続きまして、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号につきましては関連がありますので、一括説明のうえ審議していただきたいと思っております。学校支援課、よろしくお願いたします。

○学校支援課長

平成24年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。3ページからであります。採択の基本方針は5点あります。

1点目、教科用図書の採択に関しては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、関係法令及び通知に基づいて厳正に行うこと。

2点目、教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にすること。

3点目、教科用図書の採択は、教科用図書選定委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定すること。

4点目、平成24年度使用新潟市立中学校及び特別支援学校中学部用教科用図書並びに一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行うこと。

5点目、平成24年度使用新潟市立小学校及び特別支援学校小学部用教科用図書は、平成23年度と同じ教科用図書を採択すること。

以上の5点でございます。

続いて、平成24年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本指針について説明いたします。

4ページでございます。採択の基本方針は4点あります。

1点目、教科用図書の採択に関しては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、関係法令及び通知に基づいて厳正に行うこと。

2点目、教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にすること。

3点目、教科用図書の採択は、教科用図書選定委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定すること。

4点目、平成24年度使用の教科用図書の採択を行うこと。

以上の4点でございます。

続いて、平成24年度使用新潟市市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。5ページでございます。

教科用図書の採択は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行いますが、採択に当たっては、基本方針は各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにすることとします。

採択の基本方針は、市立高志中等教育学校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択することとします。

1点目、自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。

2点目、文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。

3点目、選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。

4点目、不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

以上でございます。

続いて、平成24年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。6ページでございます。

教科用図書の採択は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行いますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにすることとします。

採択の基本的方針は、市立高等学校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択することとします。

1点目、自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。

2点目、文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。

3点目、選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。

4点目、不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

以上でございます。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

議案第2号の3ページを開いてください。これにつきまして、

○委員長

ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

議案第2号は了承いただいたということですのでよろしいでしょうか。

では、4ページ目をお願いいたします。議案第3号でございます。これについてご意見ございますか。

○山田委員

4ページ目の3番ですが、「教科用図書選定委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する」とあるのですが、この教科用図書選定委員会というのは、一般の中学校の場合、3ページの教科用図書選定委員会と同じと考えていいわけですか。これはそれぞれによって委員会を作るわけですか。

○学校支援課長

市立中学校の選定委員については、昨年度の小学校と同様の選出の仕方を選定いたします。

高志中等教育学校の選定委員の構成メンバーについては、教育次長、学校支援課長、課長補佐、指導主事、管理主事、高志中等教育学校の校長及び教頭で構成されています。

○佐藤委員

関連になりますので、3号、4号、これはすなわち高志中等教育学校ですから、中学校、高校は別だということにはならないわけですね。まず、そのところで、新潟市立高志中等教育学校というものにどのような独自性を持たせながら教科書を選定していくのかと。特に、第1期の後期の生徒が出てくるわけですね。これは高志中等教育学校がこれから歴史を重ねていくうえでの重要なポイントになると思いますので、そのあたりのところはもう少し、慎重にやる必要があるだろうと思います。

教職員の意見や希望が反映されるように、どのように反映させようとお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○学校支援課長

基本的には、高志中等教育学校の教育目標及び教育内容に適したものを選定するという事となっていきますので、そのことを踏まえて、教育の方針、具体的な方策に基づいて教育ができるように選定するという形になっています。

○佐藤委員

普通の高校を出てきた子たちと、新潟市立高志中等教育学校を卒業した生徒は少し違うというくらいの独自性を出さなければいけないのです。そうしなかったら、中等教育学校の存続の意味がない。その辺のところをもう少ししっかりお考えになっているかどうかということです。この文章ではそれが全く見えないです。通り一遍の文章です。

○山田委員

佐藤委員がおっしゃるとおりだろうと思うのですが、これは

あくまでも基本方針ですので、いろいろと含んだ形で書かれているのだと思うのです。大抵が同じような形で書いてあって、一番問題になるのは、選定委員にはどういう人になるのかということ。そこら辺がキーポイントで、私たちも教育委員会が採択をされると言われても、全部分かるわけではないわけですので、選定委員というのが非常に大事だと考えているわけです。

一般の学校の場合には、広く選定委員会を設置して、メンバーを学校の中から集めたりしているわけです。中等教育学校の場合ですと、学校の先生方だけでやるのかと私は思ったわけですが、今お答えがあったように、校長、教頭が入って、指導主事が中心になって、当然、指導主事は、この学校はどういうためにできたのかということ踏まえているわけですから、その線で選定された教科書を採択することになると。表現はそういうところまでは書いていないのですが、含んでいる言葉で、大体これに従うとそのような形になっているようなのですが。

○学校支援課長

今、山田委員が補足してくださったとおりでありまして、本当に基本的な原則みたいな形で表現してありますので、当然、選定の過程では、佐藤委員がご指摘されたような点がきちんと踏まえられて採択されていくように検討が進んでいくと考えております。

○委員長

ありがとうございました。

そういうことでよろしいでしょうか。

○佐藤委員

そういうことをぜひ踏まえて、選定委員の皆さんの選出と、卒業した子どもが、ちょっと違うぞという評価を受けるような教育をするための重要な教科書になりますので、そのあたりのところを十分、もちろん、中等教育学校はいろいろなところがあるので、サンプリングをしたり十分調査をしたうえで、慎重に選定していただきたいと思います。特に後期のほうでお願いしたいと思います。

○委員長

佐藤委員の意見をよくお聞きいただき、検討していただきたいと思います。

では、議案第3号はよろしいでしょうか。

議案第4号になりますけれども、いかがでしょうか。

○山田委員

佐藤委員が特に注意してほしいと注文をつけたのは、中等教育学校の後期の子どもたちはどういう教科書を使うのだということでお話しをされたわけです。4号議案を特に注意してほしいというお話ですね。

○学校支援課長

補足するならば、今、高等学校は複数ありますけれども、中等は1校ということなので、そういうふうな形になりますが、幾つかの中等教育学校が出ても対応できるような表現という形にとどまっていますので、本当に基本方針ということになります。ご指摘の意味はよくとらえました。

○委員長

よろしいでしょうか。議案第3号、議案第4号あわせてご承認いただけますでしょうか。

続きまして、第5号議案なのですけれども、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これもご承認していただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

議案第6号、新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について、中央図書館、お願いします。

○中央図書館
企画管理課長

議案第6号の新潟市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。7ページをご覧いただきたいと思います。その改正理由及び改正内容についてご説明いたします。4点ございます。

1点目、新たに開館する新潟市立巻図書館の休館日及び開館時間を定めるものでございます。

2点目、東区役所内に新設される「東区プラザ図書室」を中央図書館の分室として位置づけるため、規則に加えるものでございます。

3点目、「アルザにいがた情報図書室」を図書館システムとオンライン化し、中央図書館の分室として位置づけるため、規則に加えるものでございます。

4点目、新潟市立巻図書館の開館に伴い、巻地区図書室を閉室するため、規則から削除するものでございます。

以上4点でございます。

施行期日につきましては、1の巻図書館につきましては、3月議会で条例改正いたしました。3月22日の交付の日から起算して、6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしております。2の「東区プラザ図書室」については、平成23年9月20日、3の「アルザにいがた情報図書室」につきましては、平成23年10月6日でございます。4の巻地区図書室の閉室につきましては、平成23年7月1日から施行することでございます。

8ページにつきましては、改正条文でございます。

9ページにつきましては、新旧対照表をつけております。

10ページをご覧いただきたいと思います。今の3図書館、図書室につきましては、その概要を一覧にしたものでございます。巻図書館の休館日でございますけれども、ほかの地区館と同様に月曜日、図書整理日である第1水曜日、年末年始、蔵書点検期間です。開館時間につきましては、火曜日から金曜日は10時から19時まで、土曜日と日曜日におきましては、10時から17時までということでございます。

「東区プラザ図書室」につきましては、開館予定日ということで9月20日。新しく東区役所が旧イトーヨーカード跡地にできますので、その開館と同時ということでございます。

「アルザにいがた情報図書室」でございます。これは今、万代市民会館の中でございますが、男女共同参画課が運営している図書室でございます。これを公共図書館とオンライン化したしまして、図書が自由に貸し出し、返却できるという形にするということでございます。これが10月6日の予定になっております。

以上、簡単でございますが、ご説明いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

これにつきまして、ご質問、ご意見はございますか。

○佐藤委員

市立巻図書館の住所と閉室する巻地区図書室はかなり離れているのですか。位置的にはどうなのでしょう。

○中央図書館
企画管理課長

公民館の中に図書室が入っておりますので、離れております。巻図書館は、東北電力の旧巻営業所を購入いたしまして、それを大改修し、1階部分を図書館にするということで、まるっきり、図書室と図書館とは違うところにあるものでございます。巻地区でございますので、そんなに遠くはないと思います。

○委員長

そのほかに何かありますでしょうか。

では、私から、基本的なことで大変恐縮なのですが、図書協力員というのはどういう方なのでしょう。

○中央図書館
企画管理課長

10ページですが、管理運営の中でアルザにいがたについてです。ここは男女共同参画課で嘱託の職員の方1名と、図書協力員という形の臨時的な職員の方を採用し、図書室を運営しているということでございます。

ちなみに、図書館におきましては、図書室というのが地区にございまして、その運営を図書協力員という形でやっていたいております。

○委員長	それと、「東区プラザ図書室」の管理運営で委託というのがあるのですけれども、これはどこかに委託されるのでしょうか。
○中央図書館 企画管理課長	そのとおりでございます。委託でございますして、職員は委託という形で業者に委託します。
○委員長	具体的にはまだ。
○中央図書館 企画管理課長	図書館の運営をしている業者に入札をかけたして、委託職員という形で人事的な職員の配置をいたします。
○委員長	そのほかに何かございますでしょうか。 ないようであれば、議案第6号をご承認いただけますでしょうか。 ありがとうございました。 続きまして、議案第7号、8号につきましては関連がありますので、一括説明のうえ審議いたしたいと思います。歴史文化課、よろしく願いいたします。
○歴史文化課長	歴史文化課長の倉地でございます。
○文化財センター所 長	文化財センター所長の高橋です。よろしく願いいたします。
○歴史文化課長	これまでの経緯がございますので、私から議案第7号、新潟市長から委任を受けた新潟市文化財センターの管理に関する規則の制定について、及び議案第8号、新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則の制定について説明をさせていただきます。 西区木場に建設しました新潟市文化財センターですが、設置条例につきましては、教育委員会2月定例会でご承認いただき、新潟市議会2月定例会の議決を得て公布をいたしました。開館は7月末を予定しております。 11ページの議案第7号ですが、新潟市文化財センター条例の施行に関し、敷地内にある指定文化財、旧武田家住宅や体験広場を利用する際や、学術研究のために考古資料を特別利用するときの手続きに必要な利用許可申請書などの帳票類の様式を定めるものであります。 次に、22ページをご覧いただきたいと思います。議案第8号は、新潟市文化財センターにおける考古資料の寄託、借用、貸出等に関し必要な事項を定めるものであります。これまでは内規などによらず、任意様式で考古資料の借用や貸出を行ってきましたが、考古資料は教育財産であり、その管理は規則や規程に基づくべきではないかということで、美術館や他都市の例などを参考に、文化財センター条例の制定に併せ、考古資料の寄

託、借用、貸出についても、その手続きや帳票類を規則に定めることといたしました。

対象にするのは、出土遺物や写真、図面等の考古資料で、寄託は期間2年を基本とし、更新を可能とします。借用につきましては、収集検討の場合は60日以内、展示と調査・研究の場合は1年以内が基本であります。貸出については50日以内を原則とし、必要がある場合、変更可能としています。施行日は条例の施行日とします。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

議案第7号につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○山田委員

寄託というのは一体何だろうと思って読んでいたのですが、今まで規定がなかったというお話なのですが、寄託されたことはあるのですか。

○歴史文化課長

今までも寄託はございませんでした。

○山田委員

今まで寄託はなかったけれども、あそこにセンターができて、きちんとなったから寄託されるかもしれないということで規則に定めておくということなのですね。

○歴史文化課長

おっしゃるとおりで、収蔵庫も展示室も立派なもののできましたので、今後は、個人の方で、例えば遺物などを収集されている方もいらっしゃると思います。そういう方が、そういうしっかりしたところであれば、寄贈はできないけれども、預けたいという方が出てくるのではないかとということで、他所でもそういうケースがございますので、それにならしまして、しっかりした規則を定めたところです。

○山田委員

2年というのは大変短い感じがするのですが、外部からお願いをして、これを預かってほしいということであるだろうと思いますが、大体そのようなものですか。

○歴史文化課長

一般的に、寄託といっても預ける、貸し出しと同じようなもので契約関係になってきますので、それを一応2年、必要であれば更新していくということで、お互いに意思を確認していくという期間からすると2年が適当ではないかと考えました。

○沢野委員

11ページなのですがけれども、施設の利用のところで、「茶の間、座敷、仏間、体験広場は貸室等として市民の利用可」とありますが、ほかの施設の貸し出しはどのようになっていますか。

○歴史文化課長

図面がなくて恐縮なのですがけれども、このセンターには本館

と武田家住宅が分かれているのですけれども、一般市民の方に有料でお貸しするのは、武田家住宅という古民家があるのですが、そのこの三つの部屋だけでございます。本館につきましては、図書室や研修室などがあるのですが、そちらについては館独自の事業でほとんど使うということで、貸しスペースにはしていないということでございます。

○委員長

前回見学に行ったところでしょうか。

○歴史文化課長

はい。見学においでいただきましたうちの茅葺きの古民家がありましたが、そのこの座敷の3室を有料で貸し出すということです。

○佐藤委員

25 ページの規則の第 11 条、寄託資料の管理で、「寄託資料をセンターで所蔵する考古資料と同一の注意をもって管理するものとする」と。「教育委員会は、災害、その他不可抗力による寄託資料の損害に対して、その責めを負わないものとする」と出ておりますけれども、このこのところで、これだけの文章で大丈夫でしょうか。そのあたりでリーガルチェックは受けられましたか。

○歴史文化課長

こちらは規則ですので、法律に照らしチェックをしております。一般的にこういう形の規則ということになったということだと思いますが、個々のケースによって、例えば高価なものと、損害を生じた場合に、お借りしているものに損害があったときには、やはり弁償という話も出てくるかもしれません。

○佐藤委員

寄託というのは、預けたいということでしょう。うちでは管理ができないので、預けて管理をお願いできませんかと。ただし、きちんと管理はするけれども、不可抗力によって傷つけてしまったときには責めを負わないものとするとしておきませんと、規則というのは最悪の状況のときにきちんとした形でそれが担保できるか、リスクヘッジができるかどうかというのが重要なポイントになるので、寄託をされた方には、損害賠償は一切いたしませんというくらいの念書みたいなものをいただいて、きちんとしたリスクヘッジをする必要があると思うのですが、その資料みたいなものはここには見当たらなかったもので、ご質問をさせていただきました。

○歴史文化課長

今のご指摘はごもっともでありますので、寄託申請書のところに、例えば添え書きということで、そういうことを明記してご了承いただこうと思います。

○佐藤委員

添え書き程度で大丈夫かどうかというのは、きちんと法律家にきちんと相談して、法的に有効なのかどうかというきちんと

したものをもたらさないといけないと思います。何を言ってくるか分からないわけですから、これは1億円もするのだから何とかしろと言われるかもしれない。そういう最悪の状況を考えるということです。

○委員長

佐藤委員のは、リスクマネジメントということだと思いますけれども、最悪の状況を想定してやっていただきたいということですが、その辺に関して、しっかりやっていただきたいと思っています。

○歴史文化課長

その辺については、実際にやっていくうえで、法律の専門家に相談をして、確認して進めていきたいと思っております。

○鈴木教育長

第11条第2項の表現で、この結論になる経過をお話しすれば、ご理解が得られるのではないかと思います。いろいろな意見があってこれに落ち着いたわけですよ。

○歴史文化課長

このたびの地震のような災害があったときに、収蔵庫の中でお預かりしている、例えば壺が割れたというようなときに、免責になるかということだろうと思うのですが、一般的に免責を前提にお預かりするということで、このような規定を定めさせていただいております。お預かりするときには、そういうことを承知してお預かりすることになるかと思っておりますので、例えば高価な物で、そういう心配があるのであれば、預けることもできないということなら、こちらとしてもお預かりできませんので、そういうことを前提にしましょうと。その上でお預かりするということにしております。

○佐藤委員

そのときの確認で、市として、これはこうするとか、法的効力がありますよということなので、言わないの世界になってしまうと思うのです。

○委員長

その文章というのはこの中に入らないのですね。

○歴史文化課長

ないです。

○委員長

それを踏まえて、歴史文化課としてはどのように対応されるお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○歴史文化課長

これは書式だけですので、そこに添える添え書きとういか覚書とういか、そういうものについて専門家に相談してみたいと思っています。

○佐藤委員

とにかくこういうものは最悪の状況を想定しながら作らなければいけないのです。とにかくリスクヘッジをきちんとした形でやっていただければよろしいのではないかと思います。

○委員長

ほかにございますでしょうか。

では、この第7号、第8号合わせてご承認いただけますか。

ありがとうございました。

第4 報 告

○委員長

それでは、報告事項に移らせていただきます。

新潟市廊下拡張型多目的スペースに関する評価委員会の報告について、施設課、お願いいたします。

○施設課長

施設課の芋川でございます。

本日は、少々お時間をいただきまして、廊下拡張型多目的スペースの推進についてご報告申し上げたいと思います。

まず、廊下拡張型多目的スペースとは何かということですが、これは教室と廊下の間に壁のない、普通教室にオープン形式のスペースを併設した、いわゆるオープンスペースと言われるものでございます。これにはさまざまな有効性があることから、小学校の改築にあたり、教育委員会ではこれまで積極的に導入してきております。現在までに、小学校 113 校中 20 校に導入し、また、7 校で建設あるいは計画中でございます。しかし、オープンな教室形態の採用からすでに5年が経過したことや、保護者や学校現場から、学習面への影響など不安視する意見もあることから、新潟市廊下拡張型多目的スペースに関する評価委員会を設置しまして、学識経験者や保護者の代表の方々並びに導入校の校長先生方から検証していただきました。

このたびの報告書は、今年2月から3月までの間、3回にわたり廊下拡張型多目的スペースの有効性、問題点などについて議論いただいた内容を取りまとめたものでございます。

この報告書を受けまして、今後、教育委員会といたしましては、廊下拡張型多目的スペースが多様な学習形態を可能にし、よく分かり、身につく授業の展開や活動を可能にするなど、さまざまな有効性があることから、これまでどおり積極的に進めてまいりたいと考えております。しかし、導入された学校の中で、音への不安などから可動間仕切りを閉めきり、このスペースの十分な活用が図られていないところもございます。こうした課題を解決し、廊下拡張型多目的スペースを今後もっと推進していくために、教育委員会では新たにリーフレットを作成・配付するなどして、教員や保護者の方々などに導入の理念や、この教室形態の特性及び活用方法を周知してまいりたいと考えております。

また、新たな導入校では、当初からの有効活用が容易になるよう、導入校の教員同士で情報交換をできる研修会の実施なども検討してまいります。

一方、施設面におきましても、可能なかぎり吸音性能を高めるなどの配慮を行うとともに、子どもたちにとって使いやすい教室の配慮を心がけてまいりたいと考えております。

以上のように、廊下拡張型多目的スペースがより一層有効活用されるよう、さまざまな対応を考えておりますので、廊下拡張型多目的スペースの推進にあたりましては、これまで以上にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。

○山田委員

今、ご説明があったのですが、どうもはっきりしないのは、なぜ今、この問題が出ているのか。私も10年前にそういう学校にいました。建築してほしいというお願いをしました。当時、一度委員会を立ち上げて、新潟市はこういう形にしていきたいという線を設けていたようなのですが、これについていろいろなクレームが出ているわけですか。

○施設課長

実際に整備を進めていく学校の中の一つから、PTAの方から音の問題で授業に集中できないのではないかと。あるいは廊下というのはあくまでも通行する部分であって、教室はやはり閉め切って、静かな環境で勉強するのが本来のあるべき姿ではないかと、私どものほうに話がございました。すでに導入から5年という期間が経過しており、実際に音の問題等もございませう。その辺のところをもう一度原点に立ち返って検証したうえで、正すべきは正して進めていきたいと思って、この評価委員会を立ち上げたものです。

○山田委員

この形であると音が拡散するものですから、教育上、差し支えがあると。あるいは人の教室の音がじゃまになるとか、そういう問題があります。反対の意見もたくさんあったのですが、こういう形にしてほしいという声もたくさんありました。今、また新潟市で問題になっているということは、今初めて分かったのです。そこが不思議なのです。

このことについては、研究的にも全国あるいは諸外国でもすでにやられてきており、これまでの教育を変える大きな手段の一つであるという考え方で、全国に広がってきているかと思うのです。調査をやって悪いということではないのです。確認をしたいということであればそれはそれでいいのですが、今ごろ何をしているのかという気持ちがあったものですからお聞きしたのです。

○施設課長

山田委員のご指摘のとおり、すでに私どもでは二十数校で実施しております。その中で、それを不安視する保護者の方の声

があるということは無視できないものですから、その辺のところをきちんと検証したうえで、そういった不安を持たれる方がいるのであれば、その辺のところを十分にご説明申し上げて進めていきたいということで、今回の検討委員会を立ち上げたところです。

○沢野委員

先ほどから、保護者の方の意見がということをおっしゃっていましたが、そんなにたくさんの保護者の方からの不満や、これはどうなのだという意見があるわけですか。それとも、少数あるところを気にされてやっつけられているわけですか。

○施設課長

私どもが導入を考えている学校1校の保護者、PTA会長などからそういった話がありました。

○沢野委員

PTAの中でも賛否両論あると思うのです。言われている方というのは、これを読ませていただいた中でも、「音」というのがすごくあると思うのですけれども、どちらかという、一握りの方が言われているのだと思うのです。その方、あるいはPTA会長というお話でしたけれども、すべて「音」ですか。

○施設課

やはり音の問題、つまり音によって勉強に集中できないのではないかという不安をお持ちなのだと思います。

○沢野委員

少し気になったのが、冊子の6ページの上に、実施されてから5年経っているということなのですが、「廊下拡張型多目的スペースと学力との相関関係を示すようなデータがありませんでした」とあるのですが、多分、保護者の方は、音があって集中できないから学力が下がるのではないかというお話があると思うのですけれども、実際のところ、調査をしてデータを出そうという動きはありますか。

○施設課長

私どものほうで調べた中に、そういったデータがなかったということですので、そのまま、この委員会の中での答申に盛り込まれたということです。

○沢野委員

不安に思われるということ、この中でも「相互理解」というような言葉が出てきていたと思うのですけれども、その辺は話し合っただけではないのですけれども、どういうところが問題なのかということを中心にきちんと対応していく中で、私も見学させていただいておまして、とても素晴らしいと思うのです。山田委員がおっしゃったように、その器をとおした新しい教育のあり方で、いろいろな教育の形というのが広がるのです。私個人としてはいいのではないかと思うのですけれども、これを訴求していきたいのであれば、なぜこうなのかというところをもっとどんどん訴求していければいいのではないかと思います。

○施設課長

沢野委員が言われるとおおり、私どものほうでまだ十分に宣伝といえますか、学習効果なりの私どもの考え方といったものを、これまで明確に示してこなかったということもあります。そういった反省もございますので、この報告書の中でそういったものも含めて新たに取り組みをしていきたいと思ひますし、これが一つの報告書という形ですることによって、これを進めいく一つの大きな推進力になるのではないかと思ひています。

○委員長

ありがとうございます。

私は3月30日にいろいろな小学校を見学に行きました。校長先生からオープンスペースを見せていただいたりしまして、こんな教室は初めて見たと言ったら驚いて、たまたま一、二年生の先生方がいらっしやったから、このようなどころで子どもたちの授業をしたらどうですかと聞いたときに、伸び伸びとしていて、子どもの声を気にしはじめるときりがないのだけれども、お互いに思いやるようなところもあるということで、非常にいい感触は得てきたのです。

データとして資料4の児童アンケートというところを開いていただきたいと思ひます。一番大事なのは、子どものアンケートというのはあてにならないところもあるのですけれども、②の「廊下を通る人が気になって授業に集中できない」というのは3割程度出ていたり、「隣の教室の声や音が気になって集中できない」というのが5割あるということがあるのですけれども、こういうことも含めて、間仕切りをしたり、いろいろと工夫できることがあるということだと思ひます。

今後、子どもの教育を考えたときに、間仕切りを入れたり、また取り払ったりということが自由にできるのだということで、この中で検討されていますよね。ぜひそういうことも含めて、PTAの方にも足を運んでいただいて、積極的にPRを試みたらいかかと思ひます。

ほかにございますでしょうか。

○佐藤委員

実は私はそこが一番気になっている視点で、まとめの中には「集中できる」という言葉があつて、子どもたちのアンケートだと「集中できない」とあります。このギャップというのは何なだろうということなのです。集中ができないと勉強ができないというのは全く別義のもので、ファミリーレストランで一番最初に出さなければいけないのは、子どもに出すのです。それはなぜかという、時間がありまして、少なくとも10分以内に出さなければいけない。これは鉄則なのです。子どもというの

は、常時興奮状態にありますから、集中しているときと集中していないときと一元の中でばらばらとあると思うのですけれども、この辺のところはよく分からないのです。「音が気になって集中できない」といっても、一瞬がっとうっていく場合が子どもにはあるので、このあたりの検証を専門家にさせていただく必要があるのではないかという気がするのですけれども、その辺はどう思われますか。

○施設課長

このデータをとった学校はオープンスペースの導入された学校で、その前に従来の、いわゆる廊下と教室が分かれた学校二つを経験している子どもたちにアンケートをとったものになります。実際に新しいオープンスペースのほうに慣れていない、期間的にも短かったということもデータの中では出てきているのではないかと考えております。

その中で、私どもが重要と考えている項目は、オープンスペースがあつてよかったと思いますかということで、ほとんどの子どもたちがあつてよかったと答えていることです。集中力というものについては、子どもたちの主観的なものが随分入ってくる部分があります。その辺のところの検証というのはなかなか難しいと思っておりますが、総体的に、最後にはここでよかったという子どもたちの意見というのは非常に大事だろうと思えます。これを導入していやだということになると、私どものほうではこれは考えなければいけないということになりますが、本当に導入してもらってよかったと、その環境の中で勉強できてよかったという子どもたちがたくさんいるということが、私どもが進めていくこれからの大きなポイントになってくると思っています。

○齋藤委員

これは一つの例ですけれども、物事は「オール・オア・ナッシング」ではないと思えます。新しいことを始めるときには、過程の中での5年間、また次の5年間なら5年間を見据えていく。そしてもう一つは、現場の工夫といったもので、一つの方向に向かって乗り切っていく。これを粘り強くやることだと思うのです。この数字が少し減った、増えたという、もちろんアンケートも大事です。現場の意見というのは大事ですけれども、新潟市の教育委員会なら教育委員会、新潟市の教育としての方向というものを、こういった報告書のようなものに基づいてしっかりした方向づけをもって進めていくということが、全体的には現場の先生、あるいは児童にとってもプラスになることではないかと思えます。

なぜそういうことを言ったかという点、山田委員が、どうして今こういうことが出てきたのだと。何かクエスチョンがあるのかということですね。

○山田委員

考え方としては、齋藤委員がおっしゃったとおりでいいと思うのです。ただ、音について、こういう研究が多くやられているわけです。今、新潟市が問題にしていることではなくて、他県、特に中央関係ではそういうところが多いわけです。少し探ってみると、それと比較できる。だからいいのですということであれば、今回、社会教育の調査がありますが、文部科学省でやっているものと比べて、当県、当市はという言い方をしているところがありますが、そういうものがあっていいじゃないかと。そういう保護者を説得するならば、ただ単に、こうやってこういう数値でこうだというのであれば、オープンスペースの考え方を広めていきたいのだというときには、少し弱いのではないかという気がいたします。それにしても、あまり時期が経っている、今、ここでオープンスペースが出てきたものですから、私はびっくりしているのです。そういうことなのです。

○佐藤委員

せっかくオープンスペースをつくったのに、可動式で一部仕切っているという、これは何なのですか。こうしないと、子どもたちが集中して勉強しないからこうやって仕切っているということなのですか。

○施設課長

これは学習ではなくて、学校は学習以外にもいろいろなかわり方をしますので、そういったものに柔軟に対応できるような形で進めていきたいということで、この記載をしているところです。

○佐藤委員

一部仕切っている学校があると書いてあるのですが、オープンスペースというと、きれいで明るく広いところでやるのが子どもたちの学習意欲を高めたり、逆に集中力が身につくと思います。先生が指導をすることによって集中力が身につくという効果がありますよということにもかかわらず、ロッカーや掲示板でどうして仕切るのだろうと。この部分がよく分からないのですけれども、これはどういうことですか。

○施設課長

今まで閉め切ってしまっているところも実は、そこに記載されているとおりであって、それはやはり音の問題、隣の教室から音が聞こえてくる。あるいは自分の教室から音が他の教室にもれることを嫌うということで閉め切ってしまっている。しかも、これまでの作動式のものが、簡単に開け閉めが難しいということもあって、私どもの宣伝不足もあるのだろうと思います

が、閉め切ったままの状態になってしまうということがあります。ですから、これについては、私どものほうで今回の検討委員会の中での話を基にパンフレット、あるいはリーフレットといったものを提示しながら話をしてみたいと思っております。

○委員長

ありがとうございます。

今、ご報告いただいたのですけれども、委員の中にもまだ見たことのない委員もいますので、ぜひ視察してみたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○施設課長

ぜひお願いしたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。

続きまして、「家庭と地域の教育力に関する市民意識調査」の結果報告について、生涯学習課、よろしくお願ひいたします。

○生涯学習課長

お手元に冊子を用意したのですけれども、冊子で説明するには膨大ですので、A4用紙ホチキスどめ2枚ものを用意いたしましたので、そちらをご覧ください。これに基づき説明をさせていただきます。

1番の調査実施の経緯でございます。この事業は教育ビジョンの後期実施計画の中で、家庭の教育力ということが位置づけられておりまして、その実態を調査するという事で、平成22年、平成23年事業として位置づけられております。平成22年度は市民の意識調査、平成23年度は団体を調査していこうという計画でございます。

2番目でございます。これまでの経緯でございますけれども、社会教育委員会議の場で検討を進めてまいりましたけれども、途中、教育委員の皆様からもご指摘いただきまして、調査項目の決定をいたしました。その経過を記しております。

3番、調査の概要でございます。調査目的としましては、家庭の教育力、子どもたちを取り巻く地域の様子、地域において子どもとかかわる活動がどのように行われているか。それらを把握し、今後の社会教育に生かしていくための調査としているものです。

調査の設計でございます。二十歳以上の市民3,000人を対象といたしました。調査の結果の概要ですけれども、回答数が1,571人、回収率が52.4%。この手の調査としての回収率としてはまあまあかなと思っております。

回答者の属性はこれを見ても分かりにくいのですけれども、

ほぼ新潟市民の属性と一致しております。多少、年齢別のところ、20歳代8.5%、70歳以上18%、このあたりが少なめな調査結果になっております。

第1章から第3章までの調査結果なのですけれども、特徴的なものだけ取り上げさせていただきます。その前に、第1章から第3章に分かれている中身ですけれども、分析を社会教育委員で新大の相庭教授、同じく新大の雲尾教授、真柄先生の3人に分担していただきました。この調査にあたっては、平成19年、または一部平成17年の文部科学省の調査のものを使わせていただき、比較もしております。

はじめに第1章、家庭における教育力についてですけれども、ここは、家庭の教育力が低下しているといわれているわけですが、実際に市民の皆さんがどう感じているか。その理由や子育ての状況について聞いております。

②ですけれども、自分の子ども時代と比べて、家庭の教育力が低下したと感じている人が59.5%、平成19年度に国が行った調査では83%と、20%の大きな開きがありました。

低下した理由についてはどうかといいますと、③では、過保護、過干渉、しつけや教育の仕方が分からない、学校への依存、そうした項目が上位を占めております。この傾向は国と同様の結果でございました。

次ページへいきまして、⑥です。現在、市が行っているさまざまな家庭教育支援策についてどうかということをお伺いしました。図書館での読み聞かせが最も多く47.2%。いずれの施策もある程度数値が上がっております。家庭教育支援ということで、特に性別、年代別にみた結果があるのですけれども、図書館での読み聞かせや育児相談、育児講座、公民館での親子交流などの数値が高くなっていました。

第2章の特徴的なものについてお話をさせていただきます。地域の教育力の低下といわれている中で、実際に市民の意識はどうだったのかということです。

②自分の子ども時代に比べて低下したと感じている人が56.1%おられました。実はこれも国が平成17年に調査しております。平成17年の調査をみますと、国全体では55.6%ということで、近い数字ですけれども、5年前ですので、5年前につきましては、地域の教育力に関する意識が多少違っているかなと思っております。

低下した理由については、個人主義、限定的な人間関係が上

位に挙がっています。

次に第3章ですけれども、地域の子どもたちとかかわる活動について、地域の大人たちが今何をしているかと。例えばスポーツや地域の祭りなどといった活動に本当にかかわっているかどうかということについてが第3章でございます。

3分の2が参加していないと答えているという状態があがってきました。

これの調査の結果について、今年度実施します地域の団体調査とあわせ、今年度中に社会教育委員会議の建議としてまとめてまいります。その建議につきましては、教育委員会議の場で報告させていただきます。また、生涯学習、社会教育の施策に反映をさせていただきます。さらに、調査の結果の一部を家庭教育や青少年団体への啓発資料として作成していきたいと考えています。

なお、平成26年までの生涯学習推進計画をもっているわけですけれども、その評価や見直しの材料としても使ってまいりたいと考えております。

○委員長

ありがとうございました。

これだけのものを冊子にまとめていただくというのは、大変だったと思います。ありがとうございました。

これにつきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○佐藤委員

第3章の地域の子どもたちとかかわる活動についてですが、「最近一年間に参加したことがある活動について」と。その中で、「参加していない」という人が67.6%で3分の2を占めていると。この辺は、地域で子どもにかかわるような事業展開が少ないとみるのか、その辺のところの分析が詳しくされているのであれば教えていただきたいのと、子どものいる人は49.3%が参加するということで、49.3%「も」か「しか」なのです。子どものいる人が地域の子どもたちとかかわる活動をするのだったら、常識的に考えると100%なのではないかという気が私はするのですけれども、当然、49.3%ということは、共稼ぎでなかなか活動ができないという背景が出てくるのではないかと思うのですけれども、そのあたりが、多分、地域活動の中で子どもたちを育てましようというところの大きなネックであり、解決しなければならないならない問題であるのとらえることができるのではないかと思うのですが、そのあたりの分析はどうですか。

○生涯学習課長

1点目なのですが、実際に活動に参加していない層が67.6%であります。調査報告書の45ページを見ますと、これは調査対象が1,571人で、回答者全部に回答を求めたものですが、今後、参加してみたい活動に対して、比較的多くの分野に対し、いろいろな活動をしていきたいという方たちのパーセントが上がってきています。つまり、今はできないけれども、将来的にはやってみたいという気持ちをお持ちの方がいらっしゃると思っております。

44ページに戻っていただいて、44ページでは活動に参加していない理由がございます。その中の、第1番目は情報がない、第2番目に職場における時間的、家庭におけるゆとりがない、そういったものが挙がっています。やはり、想像するとおりですけれども、忙しい時間の中でなかなかかかわっていけないという背景が見て取れると解釈しています。

ただ、1番目の情報がないという点については、私どもも、いかにして情報を届けることができるかということについて考えていかなければならないと思っております。

○佐藤委員

家庭における時間的ゆとり、職場における時間的なゆとりというのが、非常に厳しい経済状況ですので、共稼ぎをしなければならぬという背景は、そう簡単に解決する問題ではないし、今後ずっと続くであろうということを踏まえながら、新潟市の教育施策としてどのようにしていくのかということを考えていく必要があると思っております。その中で、情報がないということが一つあるので、どうやって伝達していくのかという方法と、地域の置かれている状況というものをある程度踏まえながらやっていく必要があるのではないかと考えています。

○委員長

情報をどう伝えていくかということなのですが、生涯学習課のほうでは、何かお考えでしょうか。

○生涯学習課長

分析はまだまだ足りませんので、平成23年度の地域の団体や青少年活動を支える団体、コミュニティの団体などに対してこれから調査をしてまいります。それとあわせてまたご説明させていただく時間をいただきたいと思います。

○沢野委員

地域の中での学校の役割というものを、その発信基地としてもっと学校から発信するというのも大切だと思うのです。この中でも、学校支援ボランティアとか、その学校にかかわるような活動がありますので、学校またはPTAから地域の人、地域教育コーディネーターさんがいらっしゃる学校が多いと思うのですが、そういう方が中心になってというか、学校を

中心にして情報発信をこまめにやるということもとても大切なことだと思います。

○委員長

ありがとうございます。沢野委員からの学校を中心、核とした情報発信ということなのですけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長

地域教育コーディネーターの方々と一緒になって仕事がどんどん進んでいっていると思います。地域と学校ふれあい推進課を中心とし、そこに公民館も加わりながら、コーディネーターさんを核とした、学校を中心とした地域での活動が非常に広がっております。そういう中でも情報を地域の中に広げていきたいと思っております。

○委員長

ありがとうございます。

今の委員の意見を考慮して、生涯学習課のほうでこのデータを分析していただき、また報告していただければありがたいと思います。

続きまして、生涯学習推進基本計画（概要版）の作成についてということで、お願いいたします。

○生涯学習課長

平成22年度に生涯学習基本計画を策定させていただいたのですけれども、建設的に周知を行っていくべきであろうということで、平成22年度末に生涯学習推進基本計画の概要版を重ねて作成し配布させていただこうと考えました。国、県、学校、関係機関、生涯学習関係委員の皆様方にもお配りし、再度、確認をしていただくとともに、表紙を開いていただきますと、計画の概要がございまして、さらに開いていただきますと、新潟市の公民館や図書館が写真入でマップとして入っています。どこへ行ったらいいかとうことがすぐに分かるように作ったつもりでございます。ご活用いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

手はじめとしてこのようなものをくださったということなのですけれども、いかがでしょうか。

これは何部くらい製作されているのですか。

○生涯学習課長

1万5,000部を作りました。

○委員長

現段階では、どのようなところにお配りになる予定でしょうか。

○生涯学習課長

先ほどお話がありました学校はもちろんのこと、各公民館、図書館、自治会や市役所の窓口などに置かせていただきます。

○委員長

分かりました。

続きまして、小・中学校教員採用選考検査について、教職員

○教職員課長

課、お願いいたします。

平成 24 年度新潟市立小・中学校教員採用選考検査の概要につきまして、配付させていただいた資料に基づき説明させていただきます。

まず、基本方針でございます。新潟市では「授業力」、「組織マネジメント力」、「人間力」を備え、市民感覚に富んだ教師、教育ビジョンでもうたっている教師力のある人材を求め厳正な採用選考検査を実施したいと考えています。

基本方針の 2 点目にあります、市独自でこれまで 4 回採用選考検査を行ってまいりました。今年度は 5 回目ということになります。年々改善をしまして、受検者の立場に立った採用案内の作成、ホームページでの案内の掲載、出願書類のダウンロードなどが可能となりました。選考基準や配点を公表したことなどから、公平・公正・透明性がより一層高まったものと確信しております。

基本方針の 3 点目ですが、これまでもそうしてまいりましたが、採用数、日程などについて県と緊密な連携協議を図りながら今年も進めていきたいと考えております。

続きまして、2 の選考検査の内容と方法についてでございます。まず、受検案内についてですが、現在、作成中でございます。なお、受検案内の配付、願書受付は 4 月 25 日（月）からになります。したがって、現在は公表前ということになります。第 1 次検査問題の作成については、これまで同様、新潟県と共同で行います。ただし、筆記検査 I、これは教職、一般教養に関するものです。これにつきましては、昨年同様、外部委託により市独自に作成いたします。

次に、受検区分は表のとおりでございます。出願予定者数については、採用予定人数を県と協議中でありますので、空欄にしてあります。

(2) 選考区分についてですが、選考には一般選考と特別選考があります。特別選考 I というのは、障がい者が対象となります。特別選考 II は、民間企業などで勤務経験がある人や、スポーツや芸術などに関してすぐれた実績がある人が対象であります。特別選考 III というのは、教職経験者が対象でございます。II と III の対象者には筆記試験 I と II が免除されます。

次に、第 1 次検査であります。7 月 2 日（土）、3 日（日）の二日間行います。検査内容は記載のとおりであります。授業力はもちろんのこと、人間力も重視するという観点から、模擬

授業を含む面接を 1 次試験から実施します。なお、中学校の実技検査で、昨年は水泳を取り入れておりましたが、検査種目を見直し、今回は水泳の実技検査は行わないことといたしました。太字で示してあるのは今年度変更する部分でございます。

第 2 次検査は、8 月 17 日（水）、18 日（木）、19 日（金）の 3 日間でございます。第 2 次検査でも、生徒指導などの場面指導を含んだ個人面接、受検者同士がかかわりあう集団活動を取り入れる選考を行います。検査会場であります。第 1 次検査会場を今年は新潟市立高志高等学校に変更いたしました。これについてなのですが、検査日が中学校の新潟地区大会の直前でありまして、昨年の会場である宮浦中学校が使えない状況が発生したためであります。

検査結果の通知、願書交付・受付期間、第 1 回採用ガイダンスについては、県と同じ期日、期間にしてあります。

特別選考Ⅳの実施について説明させていただきます。実はこの委員会の委員の皆様方から、一昨年度も昨年度も声がございました。そのことも課で十分協議させていただき、特別選考Ⅳの実施を平成 25 年度、つまり今回ではなくて次回から実施したいと考えております。目的は、優秀な教員を確保するためであります。対象者は、今回受検した人で、第 1 次検査は合格しましたが、第 2 次検査で不合格であった人が対象になります。第 2 次検査で不合格になった人でも優秀な人はいます。そのような人に次回も挑戦してほしいと考え、この制度を設けました。

この制度によって、対象者は第 1 次検査のうち筆記検査Ⅰ、これは教職・一般教養、それと筆記検査Ⅱ、これはそれぞれの教科の検査でございますが、これが免除されます。今後の流れとしまして、今回の受検案内に、平成 25 年度から特別選考Ⅳを実施するお知らせを掲載しようと考えております。今年度、第 2 次検査で不合格となった人に、結果通知するとともに、市では、次回から特別選考Ⅳを実施し、次回受検する際はⅠとⅡが免除されるということを文章で伝えたいと考えております。

最後になりますが、例年、教育委員の皆様からは、採用にかかわる事務局案の最終点検をお願いしております。今年度もどうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

このご説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

続きまして、平成 23 年度教職員研修について、総合教育セン

○総合教育センター
所長

ター、お願いします。

総合教育センターでございます。当センターが所管する平成23年度教職員研修の概要についてご報告いたします。本日の資料の43ページ、44ページをご覧ください。本年度、当センターが所管しております教職員研修の一覧表を2ページにわたって掲載しております。平成23年度の当センター所管講座数は合計で128講座になります。お手元の資料に基づいて説明申し上げます。

一つ目は、資料の研修番号1から24までの経験年数による基本研修でございます。総合教育センター所管の初任者研修では、新潟市採用4期生の幼・小・中学校教諭、養護教諭39人が昨日のガイダンスで初任者研修をスタートいたしました。

5年経験者研修については、新潟市では若手教師道場を受講することで修了とすることになっております。

12年経験者研修については、教科指導において、今年度も新潟大学と連携し、大学教員とセンター指導主事が一緒に指導にあたります。76人が本日から研修をスタートいたしました。

二つ目は、新潟市独自の特色ある研修でございます。「ステップアップ研修」と名づけております。お手元の資料の研修番号25から55にあたります。採用2年目、5年目の教諭が受講する若手教師道場についてでございます。今年度、新潟市採用1期生が4年目を迎えますので、いよいよ黒帯道場を開始いたします。黒帯道場は3回の授業研究にかかわる研修と、1回の生徒指導等の内容の研修からなっております。授業研究を中心とする研修は、区を単位とするグループで研修を進めます。各区の代表一人が9月29日に研究授業を行い、その授業について区全員で協議いたします。他の受講者は各自が自分の学校で授業を行い、そのレポートを持ち寄り、小グループで協議する形の研修となります。1回の生徒指導等の研修では、PHP総合研究所の亀田徹氏をお招きし、不登校への対応にかかわる講義と研修を行うことにしております。

続いて、マイスター養成塾でございます。現在、40人のマイスターを輩出しておりますが、今年度の新規受講者10人を迎え、明日、入塾式を行い、1年目の研修をスタートいたします。なお、2年目の受講者は5人で決定しております。また、3年目、4年目の受講対象者が3人おりますが、今後、受講の意思の確認をしております。これまで認定委員として教育委員の皆様からお力をいただいておりますが、昨年度末に認定委員の教

育委員の皆様とお話しさせていただき、認定委員としてではない参加のあり方について、今、考えております。またご相談させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、職種、職位、教科別等の専門的な内容を扱う専門研修でございます。この研修講座は大変多いため、お手元の資料では講座数のみ記載させていただいております。学校現場のニーズを把握するために、昨年度、26 校園に依頼して行ったモニター結果を基に、資料 44 ページの右下に掲載いたしましたように、この専門研修において幾つかの講座を新規に開設したり、既存の講座を拡充したりいたしました。

以上、ご説明いたしました研修をとおして、新潟市教職員の資質、職能の向上を目指してまいります。総合教育センターの平成 23 年度教職員研修にかかわる報告は以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

この件につきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。

○齋藤委員

マイスターに関することですが、昨年度は教育委員の 3 人が認定委員でした。それを違う方向ということですが、具体的には今の段階では決まっていないということですか。

○総合教育センター
所長

おおむね決まっておりますが、今後ご相談させていただきながら決定していきたいと思っております。今までですと、期日をすでに決めておまして、そこをご無理いただいてご指導、ご支援いただいておりますけれども、非常にご負担が大きいということがあります。また、1 回の授業を見ていただいて認定していただくということは、認定委員の皆様のご負担が大きいというお話をいただきました。認定授業を入れると 8 回の授業がございますので、その授業をいつでもご覧いただいて、感想をいただける形を今考えております。1 回の授業で認定していただくという方法を変えていこうかと今検討しておりますが、これもまた相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○齋藤委員

認定委員ではないということですね。

○総合教育センター
所長

感想をいただくということです。

○佐藤委員

認定委員としてはやらないのですね。

○総合教育センター
所長

そのような形で今考えております。

○委員長

普通の教員ではない目というものも必要なものだから、意見

○総合教育センター 所長	<p>とお聞きするということですね。</p> <p>そういうことでございます。</p>
○佐藤委員	<p>認定審査のときにはかかわれないということですか。</p>
○総合教育センター 所長	<p>感想をいただいたものについて、大学の先生方と校長の代表になるとは思いますが、認定委員の皆さんの見方として、こういうものがありますということで考えておりますが、これも今、センターのほうで考えている途中でございますので、ご相談させていただきたいと思っております。</p>
○委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>ないようであれば、検討していただいた結果を伝えていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、ブックスタート事業の実施報告について、中央図書館から説明をお願いします。</p>
○中央図書館サービス課長	<p>中央図書館サービス課でございます。今年度から開始いたしましたブックスタート事業につきまして、本日お配りいたしました資料によりご報告させていただきます。</p> <p>ブックスタートは4月4日（月）に第1回目を実施いたしまして、11日（月）までに5区8会場で行いました。まだ全部の会場では実施しておりませんが、現在までの会場の様子とその事業の概要についてご説明させていただきます。</p> <p>はじめに事業概要です。1の趣旨は、平成21年度に策定いたしました「新潟市こども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児と保護者が絵本をとおして、ゆっくりと心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるために行うものです。</p> <p>2の実施内容ですが、対象は新潟市在住のすべての1歳児とその保護者で、昨年度の出生数は約6,600人となっております。実施の機会は、各区の地域保健福祉センターや健康センターなどで行う1歳誕生歯科健診時で、今年度は17会場で198回行われます。</p> <p>実施方法ですが、健診の終了後に、乳幼児とその保護者一組一組に対し、ブックスタートボランティアが絵本の読み聞かせの方法や意義などを簡単に説明し、実際に絵本の読み聞かせを行い、その後にご希望の1冊をお渡しするというものです。このために、昨年度、ブックスタートボランティアを募り、講座を受けていただき、約260人の方から登録していただいております。</p>

配付する絵本は1歳児に適した絵本3冊の中から選んでいます。また、そのほかに絵本の読み聞かせ方や選び方などを分かりやすく説明したパンフレットと、図書館の利用案内、貸出カード作成のための申込書、各区の公民館や社会福祉協議会などで行う子育て支援関連事業の案内などもあわせてお渡ししています。

3の関連事業ですが、ブックスタート事業をより推進するために、1歳誕生歯科健診以前の母子健康手帳の配付時や、4か月の股関節検診時に絵本の読み聞かせを進めるためのパンフレットを配付し、また、各図書館にベビーカーの設置を進め、乳幼児向けの事業を拡大いたしました。

裏面をご覧ください。実施報告です。健診では歯科医や歯科衛生士から口を開け異物を入れられるために、ほとんどの1歳児が泣き出してしまいます。涙をためたままの状態ブックスタート会場に移ります。これは、昨年度検討しているときにも、泣いている赤ちゃんに対して読み聞かせが果たしてできるのかということが課題ではありましたが、実際に今までやってみたところ、ブックスタートボランティアの方たちがやさしく語りかけ、絵本を読んであげることで笑顔に変わる子どもがほとんどでした。また、お母さんやお父さんも健診の緊張感がほぐれて、くつろいで楽しんでいただいているように見えました。ボランティアに育児相談をするお母さんもいらっしゃいました。また、ボランティアからは、かわいい赤ちゃんからパワーをもらったという声や、お父さん一人やご夫婦で参加している場合もあり、ブックスタートボランティアの方たちの年代が50代前後の方がわりと多いということもあると思うのですが、今までそういうご経験が少なかったという意味だと思いますが、よいシーンを見られてうれしかったというご感想もいただいております。

今後は1歳6か月健診時にアンケートを配付いたしまして、保護者の方からの評価をいただき、実施方法の改善に活かしていく予定です。今までの各会場の実施状況が下の表のとおりになっております。

あわせて、本日資料としてお配りいたしました「ほんぽーとBメール」ですが、これは中央図書館で発行しています市民向けの広報です。3月のBメールでは、ブックスタートの特集を行いました。中を開いていただきたいと思います。ここでブックスタートの説明と平成22年度に行いました準備のための活

動、プレゼントいたします3冊の絵本が掲載してあります。後ほどご覧くださいませようお願いいたします。

○委員長

以上でブックスタートの報告は終わらせていただきます。

詳しい説明をありがとうございました。

これにつきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○山田委員

17会場で198回、6,600人が対象になるというお話でしたが、何回も行く方がいるわけですか。

○中央図書館サービス課長

この1歳誕生歯科健診というのが、今年の4月ですと、昨年の4月に生まれたお子さんに対して案内を差し上げますので、1歳のとき1回きりということになります。

○山田委員

子どもにとっては1年に1回ということですね。そこで1冊だけあげるということになるわけですね。

○委員長

ほかにないでしょうか。

ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求めます。

○教育総務課長

5月定例会は、5月13日(金)午後3時30分から、6月定例会は6月2日(木)か6月9日木曜日の午後3時30分からでお願いしたい。

第6 協議会

○委員長

ここで定例会はいったん終了となりますが、引き続き、公開の協議会となります。

平成22年度多忙化解消会議の検討結果について、教職員課、お願いいたします。

○教職員課長

3月定例会におきまして説明不足な点がございました。改めてこの中で協議させていただきます。

3月31日に各学校に行動計画を配付させていただきました。ただし、これから2年間につきましては、前回の3月教育委員会会議でのご指摘のとおり、子どもと接する時間、行動計画に対する学校・園及び教育委員会の基本的な考え、この2点について明らかにした対応が必要となるというところから見直しをさせていただきます。

まず、子どもと接する時間については、この言葉の持つ意味をはっきりさせて、継続調査、評価していくということになります。この時間についてであります。次のようにとらえています。部活動、委員会活動を含み、児童生徒の指導に直接かか

わる時間、または子どものノートを読む、点検する、授業の教材研究をするなど、間接的にかかわる業務の時間、このように子どもと接する時間を定義させていただきます。したがって、これをそのほかの校務や会議や外部対応と比べていくことになります。

若干、補足説明させていただきますと、この子どもと接する時間にかかわって、平成19年度に多忙化解消対策のきっかけのアンケートをさせていただきました。実はこのとき参考にしたのが文部科学省のアンケートでございました。これと同様の調査をしたのがきっかけでありましたが、その際、「子どもと接する時間」という言葉にかかわっての定義はございませんでした。しかし、今、述べたような観点から、今後は校務や会議や外部対応と比べていくということを基本的なスタンスとして継続調査、評価をしていきたいととらえています。

次に、行動計画に対する学校・園、教育委員会の基本的な構えについてなのですが、学校・園については子どもとじっくり向き合うことが主眼なわけです。そのためには、教師が心身ともにゆとりを持つ必要があって、そのゆとりの上に立った児童・生徒への対応が効果を上げるものにつながると考えています。したがって、教育委員会については、これまでの調査や照会文書を削る、負担の軽減の取組みを一層進め、子どもとじっくり向き合う時間が削られることのないようにする。これを教育委員会の基本的な構えとさせていただきます。

なお、子どもと接する時間については、時間の測定の必要性もあります。行動計画とあわせて現場へ周知、浸透に努めていきたいと考えています。

○委員長

ありがとうございました。

今の説明に質問、ご意見はございますでしょうか。

齋藤委員が、3月の定例会のときに、子どもと接する時間ということで、一週間に5時間を放課後に確保するという事は、多忙化解消ということ、もっと教諭に負担がかかることになるのではないかと、おっしゃっていたのですけれども、それについては何か検討しておられますか。

○教職員課長

私が3月定例会で説明したものというのは、教師というのはちょっとした時間がほしいわけですが、ゆとりを生み出して、じっくり子どもと向き合おうとする。向き合おうとすればするほどより時間を使ってしまうと。うまく表現できないのですが、それが学校現場の教師なのではないかととらえているところが

ありまして、片方では、私たちは負担の削減を進める。でも学校でも自助努力をしていただきながら時間を生み出して、子どものために有効に使える時間を作り出していただきたいと思いますという行動計画でございます。

○委員長

結局は、先生が子どもとじっくりと向き合う時間を確保するための取組みの一つなわけですね。これを進めていただきたいと思います。

○齋藤委員

くどいようですが、ゆとりのある教育、子どもたちと向き合う時間をつくるためには何かの時間をなくさなければだめなのです。そのことが対にならなければだめなのです。何かを削らなければゆとりの時間が生まれるはずがないのです。1日24時間しかないのだから。そのところが、子どもと接する時間だけを増やすという、それが一人歩きするような印象を持ちますよと、私は前回申し上げたのです。あくまでもセットなのです。何か削らなければ時間は生まれないのです。ゆとりどころか過重労働になってしまうのです。

○山田委員

3月定例会の時は、こういう膨大な資料が出るのに、すぐ話をするというのは難しいのではないかと思いましたが、今回は、そういう目で読ませていただきました。大変いい資料です。特に今、齋藤委員がおっしゃったように、何かを削らなければ、子どもに接する時間は増えない、あるいはゆとりの時間は増えないのだというお話がありました。この資料の最初に上所小学校の実践が出ておりましたが、基本的にはそういう考え方で、ある程度割り切って、ここは削る、この仕事はしないと。支援ソフトに任せようという考えを入れた実践が出ています。こういうものがどう生きるのか。その後、黒崎南、小新中学校。小新中学校は指定を受けた後に生徒指導上の問題が出たということで、すべてがペアになったと。一つそういうことが起きると、ゆとりなんていうものがおこがましくなってしまうという感じのことが述べられていて、アンケートのたびに生徒指導の問題が出てきますよね。

そういう意味では、教育活動をどのように、生徒指導の問題も教育活動の一つと考えれば、どういう教育活動をするのかということも大事ですし、それと同時に、お金で解決できるところはお金で解決してもらおうと。これは教育委員会にお願いすることになります。上所小学校はそういう考え方なのです。パソコンを使ってどんどんしていくと。

熊本で教員の多忙化を解消する一つの手だてとして、IBMと提携してクラウドを利用し始めたというニュースが出ておりました。中身はよく分からないのですが、生徒の学習指導、教員の代替勤務、教育委員会の事務、そういったものは全部コンピュータを核にしてやっていくものようです。そういうことで、お金を使うというのはおかしいですが、そういうことも非常に大事だと思うのです。具体的に何をやるのだということで、やはりきちんと具体化を図って、抽象論でやると難しくなってしまうのではないかという気がいたします。

○朝妻教育次長

おっしゃるとおりに、ある程度優秀なソフトが出てきました。教職員一人に対してパソコンを配付する事業を何年か前からやっております、それが平成24年度あたりから替わります。そうすると、新しいOSの中で動く新しいソフトが使えるようになると思いますので、それに向けて今年度、どういうものを組み込んでいくかということを検討しようという段取りになっております。

○委員長

ありがとうございます。
私自身の考えを言わせていただくと、各学校に任せてみてはどうなのかということなのです。校長、教頭、学校の先生方は、子どもと向き合うときに真面目に、正確にと一生懸命やられると思うのです。その辺で、校長、教頭から意識改革をし取り組んでいかないかぎり、アンケートを出して、これでまとめてといわれれば、余計な労力がかかります。学校の中で考えていなければならない問題なので、できればそういう動きも出していかなければならないのではないかと考えております。

以上ですけれども、いかがでしょうか。

これで、終了いたします。

ありがとうございました。

第7 閉会宣言

○委員長

午後5時30分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員